



宮 崎 県 公 報

令和5年10月23日(月曜日) 第452号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1

○保安林の指定 (2件) …………… (“) 1

頁

○保安林の指定施業要件の変更…………… (自然環境課) 1

○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の一部改正…………… (水産政策課) 2

公 告

○県営土地改良事業の工事の完了…………… (農村整備課) 2

告 示

宮崎県告示第 743号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 串間市大字西方字糺ヶ字戸 411-1、414-29、414-31

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字糺ヶ字戸 411-1・414-29・414-31(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 744号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷黒木字コノノタイラ 873-2、874-2、876-2から876-4まで、字詰ノ谷1639-1、1639-2

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 745号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字横野2184-5

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字横野2184-5(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 746号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字横野2184-5

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 3 変更後の指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 747号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。
 なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和5年10月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
[略]			[略]		
日南市 第一加 入区	[略]	1 小型定置漁業 2 総トン数10トン未満の漁船を 使用して漁業を行うもの	日南市 第一加 入区	[略]	1 総トン数10トン未満の漁船を 使用して漁業を行うもの及び小 型定置漁業
[略]			[略]		

公 告

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和5年10月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
目 引	宮崎市	ため池等整備事業 (危険ため池)	令和5年6月16日